

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	北港処分地廃水処理設備整備工事	09C:清掃施設工事	此花区	(株) タクマ	8,316,000	平成27年1月5日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
2	八尾工場搬入物検査装置整備工事	09C:清掃施設工事	八尾市	(株) タクマ	17,604,000	平成27年1月6日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
3	日本橋東1丁目地内マンホールポンプ外 4か所電気設備改良工事	09B:上下水道施設 工事	浪速区 西成区 中 央区 都島区 福島 区	シンフォニアテクノ ジー(株)	12,312,000	平成27年1月7日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
4	大阪駅西口公衆トイレ給水管撤去その他 工事	05:給排水衛生冷暖 房工事	北区	大阪駅南口駅前広場 整備他工事 特定建設 工事共同企業体	23,760,000	平成27年1月8日	地方自治法施行令 167条の2第1項第6号	K13	-
5	庭窪浄水場排水処理設備整備修繕	09B:上下水道施設 工事	守口市	月島テクノメンテサー ビス(株)	80,460,000	平成27年1月8日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	-
6	海老江下水処理場外2か所監視制御設 備外機能追加工事	09B:上下水道施設 工事	此花区 西淀川区 城東区	三菱電機(株)	564,840,000	平成27年1月9日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
7	平野工場プラント運転管理設備整備工事	09C:清掃施設工事	平野区	横河ソリューション サービス(株)	4,995,000	平成27年1月9日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
8	大阪市中央卸売市場東部市場仲卸売場 棟等エレベーター設備補修工事	09A:昇降機設置工 事	東住吉区 生野区	三菱電機ビルテクノ サービス(株)	5,961,600	平成27年1月14日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
9	南港管路輸送センターコンテナ移動装置 及びコンテナ詰込設備整備工事	09D:機械器具設置 工事	住之江区	三菱重工環境・化学エ ンジニアリング(株)	12,852,000	平成27年1月14日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
10	豊野浄水場オゾン設備整備修繕(その2)	09B:上下水道施設 工事	寝屋川市	(株) 前澤エンジニア リングサービス	43,200,000	平成27年1月15日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	-
11	豊野浄水場オゾン設備整備修繕(その1)	09B:上下水道施設 工事	寝屋川市	三菱電機プラントエン 지니어リング(株)	64,800,000	平成27年1月16日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	-
12	鶴見区役所防水改修工事	11B:防水工事	鶴見区	(株) マツダ・シティーズ	21,081,600	平成27年1月19日	地方自治法施行令 167条の2第1項第6号	K10	-
13	平野市町抽水所外3か所監視制御設備 外機能追加工事	09B:上下水道施設 工事	平野区 東住吉区	(株) 明電舎	497,880,000	平成27年1月20日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
14	大阪市中央卸売市場東部市場製氷設備 補修工事	09D:機械器具設置 工事	東住吉区	(株) 前川製作所	16,092,000	平成27年1月20日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
15	安治川1号上屋機械設備改修工事	09D:機械器具設置 工事	港区	(株) 日立プラントサー ビス	54,000,000	平成27年1月20日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
16	放出下水処理場監視制御設備機能追加工事	09B:上下水道施設工事	城東区	(株)東芝	324,216,000	平成27年1月22日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
17	こども相談センター入室管理システム取替他工事	10:電気通信工事	中央区	東テク(株)	3,974,400	平成27年1月26日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
18	北港処分地廃水浄化設備整備工事	09C:清掃施設工事	此花区	メタウォーター(株)	20,088,000	平成27年1月27日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
19	柴島浄水場計装用空気圧縮機整備修繕	09B:上下水道施設工事	東淀川区	(株)日立産機システム	4,741,200	平成27年1月28日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
20	建設局降雨情報設備修繕	09D:機械器具設置工事	市内一円	東芝電機サービス(株)	7,776,000	平成27年2月3日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
21	東淀工場焼却設備中間整備工事	09C:清掃施設工事	東淀川区	日立造船(株)	5,486,400	平成27年2月4日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
22	大阪市中央卸売市場南港市場枝肉冷却庫冷凍機整備工事	09D:機械器具設置工事	住之江区	(株)ダイキンアプライドシステムズ	3,596,400	平成27年2月4日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
23	大阪市中央卸売市場本場ごみ貯留排出装置補修工事	09C:清掃施設工事	福島区	新明和工業(株)	7,452,000	平成27年2月5日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
24	信太山青少年野外活動センター空気調和機整備工事	05:給排水衛生冷暖房工事	和泉市	新晃アトモス(株)	3,726,000	平成27年2月12日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
25	中浜下水処理場外5か所監視制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	城東区 西淀川区 東成区 住之江区	(株)東芝	235,440,000	平成27年2月13日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
26	庭窪浄水場取送水ポンプ場1系取水ポンプ設備改良に伴う既設監視制御設備改造その他工事	09B:上下水道施設工事	守口市、東淀川区、 大正区	(株)日立製作所	110,160,000	平成27年2月13日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
27	巽配水場施設運転用自家発電設備修繕	09B:上下水道施設工事	生野区、東淀川区	(株)日立製作所	2,859,840	平成27年2月13日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
28	柴島浄水場次亜塩素酸ナトリウム冷却設備整備修繕(その2)	09B:上下水道施設工事	東淀川区	横手産業(株)	2,916,000	平成27年2月17日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
29	柴島浄水場外次亜塩素酸ナトリウム冷却設備整備修繕	09B:上下水道施設工事	東淀川区 守口市 寝屋川市	JFEエンジニアリング(株)	4,806,000	平成27年2月18日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
30	住之江工場2号炉ボイラ設備ほか緊急補修工事	09C:清掃施設工事	住之江区	(株)タクマ	2,808,000	平成27年3月12日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号及び第5号	K6、K9	-

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
31	住之江下水処理場雨水滞水池並びに住吉川耐震護岸(2工区)築造工事(その1)	01:土木工事	住之江区	大成・奥村・前田・中林 特定建設工事共同企業体	588,600,000	平成27年3月13日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第5号	W5	適用

随意契約理由書

1 案件名称

北港処分地 廃水処理設備整備工事

2 契約の相手方

(株) タクマ

3 随意契約理由

今回整備工事を行う北港処分地廃水処理設備は、処分地内から浸出する汚水を適正に処理する設備であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する機器や部品は海水や潮風などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、設備の適正な維持管理を図るものである。

北港処分地の廃水処理設備は、(株)タクマが独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本工事については、海面最終処分場が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当該処分地の廃水処理設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、整備後の設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は(株)タクマのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局施設部施設管理課 (電話番号06-6630-3371)

随意契約理由書

1 案件名称

八尾工場搬入物検査装置整備工事

2 契約の相手方

(株) タクマ

3 随意契約理由

今回整備工事を行う搬入物検査装置は、許可業者が24時間随時搬入する一般廃棄物の検査をするための装置である。

装置を構成する機器や部材は多湿となるとともに、塩などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、装置の適正な維持管理を図るものである。

本装置は(株)タクマにおいて独自の技術により設計・施工したものである。本工事については搬入物検査装置が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本装置を設計・施工した会社以外では、整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の装置全体において、一貫して責任と性能について保証を持たせる必要がある。

この条件を満たすのは本設備を設計・施工した(株)タクマのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 八尾工場 (電話番号 072-923-4226)

随意契約理由書

1. 工事名称： 日本橋東1丁目地内マンホールポンプ外4か所電気設備改良工事

2. 契約相手方： シンフォニアテクノロジー（株）

3. 随意契約理由：

本工事は、日本橋東1丁目地内外4か所に設置された既設操作盤内の自動通報装置の更新、状態監視に必要な機材の追加を行い、既設電気設備の改良を行うものである。本工事で改良する既設電気設備は、シンフォニアテクノロジー（株）が設計制作したもので、既設電気設備の改良にあたっては、製作当初の設計に基づき、操作盤内の分解、構成部品の取替及び追加を行い、操作盤として従前と同等以上の性能を発揮させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社に既設電気設備の改良を行わせることは不可能であり、かつ、既設電気設備改良後の機能について責任の一貫性を果たせる必要がある。

以上のことから、本改良工事ができるのは製作会社であるシンフォニアテクノロジー（株）のみである。

4. 根拠法令： 地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5. 担当部署： 建設局西部方面管理事務所設備課（電話番号 06-6561-0160）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪駅西口公衆トイレ給水管撤去その他工事

2 契約の相手方

大阪駅南口駅前広場整備他工事 特定建設工事共同企業体
(構成員：(株)大林組、大鉄工業(株)、(株)淺沼組)

3 随意契約理由

大阪駅西口公衆トイレ(以下「同トイレ」という。)の給水管は、隣接する西日本旅客鉄道(株)(以下「JR西日本」という。)が所有する大阪駅南口駅前広場(大阪市北区梅田3丁目)の地中を通り同トイレに引き込まれている。

JR西日本所有地では大阪駅前広場整備の計画があり、同社より平成25年12月に支障となる給水管の移転について検討を求める文書通知がなされ、これを受けて検討を行った結果、給水管の使用を中止し撤去せざるを得ないとの結論に至ったが、関係団体等との協議に時間を要し、平成26年10月にその協議がようやく整い同トイレおよび給水管等のトイレ関係設備を撤去することとなった。

また、同時期にJR西日本から整備工事を始める旨の申し入れがなされており、整備工事については、JR西日本が業者選定を行い、大阪駅南口駅前広場整備他工事特定建設工事共同企業体(構成員：(株)大林組、大鉄工業(株)、(株)淺沼組)が同工事の受注業者に決定している。

トイレ関係設備の撤去工事については、JR西日本が行う整備工事の区域内にあり、一部重複、錯綜する箇所のあることから、一体的な工事を実施しない場合、施工責任の所在が分散化する他、工事の安全・円滑かつ適切な施工が阻害されるおそれがあるため、同一業者において施工させる必要がある。

同一業者において施工した場合、工事の安全・円滑かつ適切な施工の確保に加え、工期の短縮や経費の節減も見込める。

よって、上記業者と随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5 担当部署

環境局 事業部 事業管理課 (電話番号 06-6630-3238)

随意契約理由書

1 案件名称

庭窪浄水場排水処理設備整備修繕

2 契約の相手方

月島テクノメンテサービス（株）

3 随意契約理由

本修繕は、庭窪浄水場に設置している排水処理設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該排水処理設備は、月島機械（株）が独自に設計、施工したものであり、修繕による部品等の交換や試験調整により機器の動作確認や機能保証を行うには、総合的な排水処理設備のシステム及び各機器・装置の構造、性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるため、本修繕ができる業者は、月島機械（株）より整備修繕を移管されている月島テクノメンテサービス（株）のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2402）

随意契約理由書

1. 工 事 名 称： 海老江下水処理場外2か所監視制御設備外機能追加工事

2. 契約相手方： 三菱電機（株）

3. 随意契約理由：

本工事は、海老江下水処理場外2か所で別途施工される電気設備工事等に必要となる監視機能等を、既設監視制御設備並びに既設配電盤に機能追加を行うものである。

本工事で機能追加する設備は、三菱電機（株）が設計製作施工したもので操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。さらに、施工をする際には既設設備の機能を保障させながら段階的な切替が必要であり、切替の都度、監視制御に必要な操作回路の変更・追加、操作条件の設定変更などの機能追加を行う必要がある。

よって、本工事は新設部分及び既設部分等を使用しながら施工及び機能追加をさせるため、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本機能追加工事を施工できるのは、三菱電機（株）のみである。

4. 根 拠 法 令： 地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5. 担 当 部 署： 建設局下水道河川部設備課（電話番号 06-6615-7895）

随意契約理由書

1 案件名称

平野工場プラント運転管理設備整備工事

2 契約の相手方

横河ソリューションサービス (株)

3 随意契約理由

今回整備工事を行う平野工場プラント運転管理設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

設備は24時間連続で演算処理を行う過酷な状況の下で運用を行っており、消耗部品や機器等を定期的に交換することによって、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図っている。

当工場のプラント運転管理設備は、横河電機 (株) において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事についてはプラント運転管理設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した横河電機 (株) よりごみ焼却設備等プラント事業を事業譲渡されている横河ソリューションサービス (株) のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局平野工場 (電話番号06-6707-3753)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場東部市場仲卸売場棟等エレベーター設備補修工事

2 契約の相手方

三菱電機ビルテクノサービス（株）

3 随意契約理由

本工事は、エレベーター設備の定期的な維持保全を行うことにより、安全な運行及び機能の維持を図るものである。また、「仲卸売場棟・配送加工施設エレベーター設備保守委託」の点検結果に基づき、カゴ・乗場ドアレールガイドローラーや荷摺り・ドア等の取替えを行うものである。

本工事対象のエレベーターは、三菱電機（株）が製作・設置したものであり、施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要であり、製造業者の専門技術及び知識が不可欠である。

また、当該エレベーターの製造者である三菱電機（株）は、昇降機保守等サービス業務全般及び改修・修理工事を同社の系列会社である三菱電機ビルテクノサービス株式会社に移管している。

よって、当該エレベーターの構造を熟知し、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者である三菱電機ビルテクノサービス（株）と契約締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場東部市場設備担当（電話番号 06-6756-3956）

随意契約理由書

1 案件名称

南港管路輸送センターコンテナ移動装置及びコンテナ詰込設備整備工事

2 契約の相手方

三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）

3 随意契約理由

管路輸送事業については、南港ポートタウンにおいて、ごみを各家庭から中継センターまで輸送する事業であり、住民にとって利便性があり、かつ衛生的であるもので、支障を来すことなく、適切に運転・維持管理する必要がある、工事期間中であってもごみの収集は1日であっても止められない。

本設備はごみ輸送管を通じて収集されたごみを圧縮し、コンテナにごみを詰め込む装置とごみを詰め込んだコンテナやごみ排出後の空のコンテナを全自動で、所定の場所に移動を行うことが出来る設備で、ポートタウンを南北の地区で分け、2系統となっていて交互に運転する。

当設備は三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)が独自の技術により一括責任にて設計・施行したものであり、本工事については、当設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当設備を設計・施工した会社以外では、本工事の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の設備全体の性能、作動状態などについて保障することが出来ないことから、本工事に対して一貫した責任を持たせることが出来る業者は三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局施設部施設管理課南港管路輸送センター（電話番号06-6612-4981）

随意契約理由書

1 案件名称

豊野浄水場オゾン設備整備修繕（その2）

2 契約の相手方

（株）前澤エンジニアリングサービス

3 随意契約理由

本修繕は、豊野浄水場高度浄水処理施設に設置している後オゾン設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、前澤工業（株）が独自に設計、施工したものであり、修繕による部品等の交換、試験調整による機器の動作確認や機能保証を行うには、後オゾン設備の構造、性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また本修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるため、本修繕ができる業者は前澤工業（株）より整備業務を移管されている（株）前澤エンジニアリングサービスのみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項 第2号

5 担当部署

水道局 工務部 施設保全センター（TEL06-6815-2402）

随意契約理由書

1 案件名称

豊野浄水場オゾン設備整備修繕（その1）

2 契約の相手方

三菱電機プラントエンジニアリング（株）

3 随意契約理由

本修繕は、豊野浄水場高度浄水処理施設に設置している中オゾン設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、三菱電機（株）が独自に設計、施工したものであり、修繕による部品等の交換、試験調整による機器の動作確認や機能保証を行うには、中オゾン設備の構造、性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また本修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるため、本修繕ができる業者は三菱電機（株）より整備業務を移管されている三菱電機プラントエンジニアリング（株）のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項 第2号

5 担当部署

水道局 工務部 施設保全センター（TEL06-6815-2402）

随意契約理由書

1 案件名称

鶴見区役所防水改修工事

2 契約の相手方

(株) マツダ・シティーズ

3 随意契約理由

鶴見区役所においては、現在、平成 25 年 3 月 18 日～平成 27 年 9 月 30 日を工事期間として「鶴見区役所耐震改修その他工事」が施工中である。

本工事は、鶴見区役所の屋上防水改修を行うものである。耐震改修工事を進めるにあたって調査を行ったところ、屋上下部の 4 階及び 3 階の天井の各所で雨漏れが発生していることが判明した。耐震改修工事の天井板張替工事は、この雨漏れの改善を行った後でなければ施工することができず、耐震改修工事の天井板張替工事に先行して屋上防水改修の工事を行う必要が生じた。

しかしながら、本工事は鶴見区役所の敷地内の工事であり、かつ地元との調整の結果、同一の工事進入口から出入りする必要があるなど、本工事と現在施工中の耐震改修工事は施工上密接に関係しており、同一箇所の工事を行うことから施工責任の一元化を図るためにも同一業者において施工させる必要がある。

さらに、同一業者において施工した場合、工事期間の短縮に加え、工事場所、進入路及び資材置場が本工事と重複していることから、工事の安全・円滑かつ適切な施工の確保が図られる。

よって、上記相手方に随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

5 担当部署

都市整備局 公共建築部 企画設計課 企画設計グループ
(電話番号 06-6208-9331)

随意契約理由書

1. 工事名称： 平野市町抽水所外3か所監視制御設備外機能追加工事

2. 契約相手方： (株)明電舎

3. 随意契約理由：

本工事は、平野下水処理場から平野市町抽水所、今林抽水所、加美南陽抽水所及び白鷺流入口を遠方監視制御するために、平野市町抽水所外3か所の既設監視制御設備に機能追加を行うものである。

本工事で機能追加する設備は、(株)明電舎が設計製作施工したもので操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。さらに、施工をする際には既設設備の機能を保障させながら段階的な切替が必要であり、切替の都度、監視制御に必要な操作回路の変更・追加、操作条件の設定変更等などの機能追加を行う必要がある。

よって、本工事は新設部分及び既設部分等を使用しながら施工及び機能追加をさせるため、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本機能追加工事を施工できるのは、(株)明電舎のみである。

4. 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5. 担当部署：建設局下水道河川部設備課（電話番号 06-6615-7895）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場東部市場製氷設備補修工事

2 契約の相手方

(株) 前川製作所

3 随意契約理由

本工事は、製氷設備の補修を行うものである。

当該機器については、すべて(株)前川製作所が製造した製品であり、今回の補修工事を実施するにあたっては(株)前川製作所を通じてのみ入手可能な純正部品、並びに機器に関する知識が必要である。

本工事は、設備部品を取り替えるものであるが、既設設備本体との調整が必要不可欠であり、設備全体の調整を行わなければ機能を維持することはできない。また、市場業務に影響を及ぼすことなく実施するとともに、当該設備について一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本工事を施工できる唯一の業者は(株)前川製作所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場東部市場 設備担当 (電話番号 06-6756-3955)

随意契約理由書

1. 案件名称
安治川 1 号上屋機械設備改修工事

2. 契約相手方
㈱日立プラントサービス

3. 随意契約理由
本工事は、安治川 1 号上屋のくん蒸庫に設置している空気調和設備を改修するものである。
安治川 1 号・11 号上屋とは、主に海外より船で輸入された青果物を取り扱っている上屋である。倉庫としては植物防疫法に基づく指定くん蒸庫の資格を有しており、同法により必要な青果物に対してくん蒸を行っているものである。
くん蒸ガスには人体に有害で排出規制がある青酸ガスを使用するため、同ガスを倉庫外の処理装置に送るための換気設備、送られたガスを苛性ソーダ溶液で吸着するための吸収塔及び吸着後の苛性ソーダ溶液を処理する廃液処理設備、くん蒸時の温度や青果物の保存温度により熟成時期を管理するための、冷凍機・ボイラー・空気調和機・監視制御装置から構成される低温設備が設置されている。これらの設備全体が一体となって機能するものであり、既設備に適合する機器の選定、それらの組み合わせ並びに調整など製作会社独自の技術を必要とし、正確に稼働しなければ青酸ガスによるくん蒸業務並びに青果物の管理ができなくなり、しいては人身事故につながる恐れもあることから、改修後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。
以上のことから本工事を施工できる業者は、当該設備を設計施工し、各設備の構造・仕様・相関関係を把握できる㈱日立製作所から当該空調システムの設計施工事業を移管された㈱日立プラントサービスのみである。

4. 根拠法令
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 第 2 号

5. 担当部署
港湾局 計画整備部 設備担当(機械)
電話番号 06-6552-0057

随意契約理由書

1. 工事名称：放出下水処理場監視制御設備機能追加工事

2. 契約相手方：（株）東芝

3. 随意契約理由：

本工事は、放出下水処理場でポンプ制御機能、水処理施設の自動運転及び遠方監視に必要な監視制御設備の更新・機能追加等を行うものである。

本工事で機能追加等する設備は、（株）東芝が設計製作施工したもので操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。さらに、施工をする際には既設設備の機能を保障させながら段階的な切替が必要であり、切替の都度、監視制御に必要な操作回路の変更・追加、操作条件の設定変更などの機能追加等を行う必要がある。

よって、本工事は新設部分及び既設部分等を使用しながら施工及び機能追加等をさせるため、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本機能追加工事を施工できるのは、（株）東芝のみである。

4. 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5. 担当部署：建設局下水道河川部設備課（電話番号 06-6615-7895）

随意契約理由書

1 案件名称

こども相談センター入退室管理システム取替他工事

2 契約の相手方

東テク株式会社

3 随意契約理由

本契約は、こども相談センターにおける入退室管理システムを取替及び再構築するものである。

当該設備は上記業者が機器製造、構築を行ったものであるが、当該設備には制御に必要な独自のソフトウェアが使用されているなど、本工事の施工にあつては、当該設備の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、整備後の一貫した責任と性能について、保証を持たせる必要があり、これらの条件を満たすのは上記業者のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局こども相談センター運営担当
(電話番号 06-4301-3147)

随意契約理由書

1 案件名称

北港処分地 廃水浄化設備整備工事

2 契約の相手方

メタウォーター（株）

3 随意契約理由

今回整備工事を行う北港処分地廃水浄化設備は、有機汚濁物質を分解する微生物の働きを促すため、原水中に酸素を供給する設備であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する機器や部品は海水や潮風などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、設備の適正な維持管理を図るものである。

北港処分地廃水浄化設備は、（株）栗本鐵工所が独自の技術により一括責任施工で竣工したものである。本工事については北港処分地の海面最終処分場が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本整備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した（株）栗本鐵工所であるが、現在、栗本鐵工所は、メンテナンス部門を担当していた同社の連結子会社（株）クリモトテクノスとともに、平成21年7月に環境事業をメタウォーター（株）へ事業譲渡契約している。よって本整備工事が出来る業者はメタウォーター（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局施設部施設管理課（電話番号06-6630-3369）

随意契約理由書

- 1 案件名称
柴島浄水場計装用空気圧縮機整備修繕

- 2 契約の相手方
(株) 日立産機システム

- 3 随意契約理由
本修繕は、柴島浄水場に設置している計装用空気圧縮機の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。
当該設備は、(株) 日立産機システムが独自に設計、施工したものであり、修繕による部品等の交換や試験調整により機器の動作確認や機能保証を行うには、空気圧縮機設備の構造、性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。
また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるため、本修繕ができる業者は、(株) 日立産機システムのみである。

- 4 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

- 5 担当部署
水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2402）

随意契約理由書

1 案件名称

建設局降雨情報設備修繕

2 契約の相手方

東芝電機サービス(株)

3 随意契約理由

今回修繕する建設局降雨情報設備は、降雨レーダ情報、気象情報、水位、ポンプ運転状況等の情報収集配信を行い、雨水排水を効率的に実施するために重要な役割を持つ設備であるが、設備の高い信頼性を維持するために定期的な構成部品の取替を行うものである。

本設備は(株)東芝が設計製作したもので、修繕にあたっては製作当初の設計に基づき、最も適切な取替部品の選定を行うとともに、製作時に基づく、同一手法を用いて部品取替えを実施し、従前と同様の性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから本修繕ができる業者は製作会社からアフターサービス業務を移管されている上記業者のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 下水道河川部 施設管理課 (電話番号：06-6615-7180)

随意契約理由書

1 案件名称

東淀工場焼却設備中間整備工事

2 契約の相手方

日立造船（株）

3 随意契約理由

今回整備工事を行う東淀工場焼却設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、日立造船（株）において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能については保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した日立造船（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局施設部東淀工場（電話番号 06-6327-4541）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中心卸売市場南港市場 枝肉冷却庫冷凍機整備工事

2 契約の相手方

(株) ダイキンアプライドシステムズ

3 随意契約理由

本工事は、と畜解体後の枝肉の冷却をおこなうための冷却設備の一部である冷凍機圧縮機の取替と、圧縮機取替に伴う冷却設備の発停および冷媒の回収、再充填ならびに試運転等をおこなうものであるが、南港市場の冷却設備については、すべて(株)ダイキンアプライドシステムズの製品を用いて冷却システムを構築しており、同社でなければ整備技術面での対応は不可能であり、既存機器と密接不可分の関係から既存機器に著しい支障が生じる可能性があること、また施工後の性能・作動状態・安全性(製造物責任)に対して保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は(株)ダイキンアプライドシステムズのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第1.67条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中心卸売市場南港市場設備担当(電話番号06-6675-2015)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場ごみ貯留排出装置補修工事

2 契約の相手方

新明和工業(株)

3 随意契約理由

本工事は、場内の良好な衛生環境を維持する為、点検結果に基づき、市場棟内に設置しているごみ貯留排出装置の部品交換等による補修を行うものである。

本工事対象設備は、新明和工業(株)が製作・設置したものであり、施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要であり、製造業者の専門技術及び知識が不可欠である。

よって、当該設備の構造を熟知し、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と責任施工の一元化を図ることができるのは、新明和工業(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当 (電話番号 06-6469-7969)

随意契約理由書

1 案件名称
信太山青少年野外活動センター空気調和機整備工事

2 契約の相手方
新晃アトモス株式会社

3 随意契約理由書

本工事は大阪市立信太山青少年野外活動センターに設置された空調設備である空気調和機の構成部品の取替、調整を行うものである。

当該機器については、新晃工業（株）が独自の技術により製造・施工したものであり、整備工事にあたっては、当該機器の構造及び機能に関する専門の知識及び技術が不可欠である。

また、当該工事で施工する部分は、既存部分と密接不可分の関係にあり、上記業者以外に施工させた場合、既存部分等の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により、新晃工業（株）と空調機器の知識・技術を共有し、整備・保守更新工事を行っている唯一の業者である新晃アトモス（株）と契約を締結するものである。

4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署
こども青少年局企画部青少年課青少年企画グループ
(電話番号 06-6208-8157)

随意契約理由書

1. 工事名称： 中浜下水処理場外5か所監視制御設備外機能追加工事

2. 契約相手方： (株) 東芝

3. 随意契約理由：

本工事は、中浜下水処理場外5か所でポンプ設備、水処理設備及び降雨情報設備の制御機能及び遠方監視に必要となる監視制御設備の更新・機能追加等を行うものである。

本工事で機能追加等する設備は、(株) 東芝が設計製作施工したもので操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。さらに、施工をする際には既設設備の機能を保障させながら段階的な切替が必要であり、切替の都度、監視制御に必要な操作回路の変更・追加、操作条件の設定変更等などの機能追加等を行う必要がある。

よって、本工事は新設部分及び既設部分等を使用しながら施工及び機能追加等をさせるため、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本機能追加工事を施工できるのは、(株) 東芝のみである。

4. 根拠法令： 地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5. 担当部署： 建設局下水道河川部設備課 (電話番号 06-6615-7895)

随意契約理由書

1 案件名称

庭窪浄水場取送水ポンプ場

1系取水ポンプ設備改良に伴う既設監視制御設備改造その他工事

2 契約の相手方

(株) 日立製作所

3 随意契約理由

本工事は、庭窪浄水場取送水ポンプ場1系取水ポンプ、1系送水ポンプの改良及び泉尾配水場小水力発電設備の改造に伴い、既設監視制御設備、受配電設備の改造を行うものである。

これらの機器は(株)日立製作所が独自に設計、製作したハードウェア及びソフトウェアで構成されているもので、それらの改造は、設備の構成及び機能並びにソフトウェアプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とするため、既設製造業者である(株)日立製作所以外では改造を行うことができない。

また、既設製造業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性をもたせる必要があることから既設施工業者以外に施工させることができない。

よって、本工事を実施できるのは(株)日立製作所のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設課 (電話番号 06-6616-5542)

随意契約理由書

1 案件名称

異配水場施設運転用自家発電設備修繕

2 契約の相手方

(株) 日立製作所

3 随意契約理由

本修繕は、異配水場に設置している施設運転用自家発電設備の修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該発電設備は、(株) 日立製作所が独自に設計、施工したものであり、修繕による部品等の交換や試験調整により機器の動作確認や機能保証を行うには、発電設備の構造、性能を熟知した専門の知識と技術を必要とする。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるため、本修繕ができる業者は、(株) 日立製作所のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2402）

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場次亜塩素酸ナトリウム冷却設備整備修繕（その2）

2 契約の相手方

横手産業㈱

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場下系に設置している次亜塩素酸ナトリウム冷却設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該冷却設備は、横手産業㈱が独自に設計、製作したものであり、修繕による機器の動作確認や機能保証を行うには、冷却設備の構造、性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証をもたせる必要があるため、本整備修繕ができる業者は、横手産業㈱のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場外次亜塩素酸ナトリウム冷却設備整備修繕

2 契約の相手方

JFEエンジニアリング(株)

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場上系、庭窪浄水場及び豊野浄水場に設置している次亜塩素酸ナトリウム冷却設備の整備修繕を実施し、機能回復を図るものである。

当該冷却設備は、磯村豊水機工(株)が独自に設計、製作したものであり、修繕による機器の動作確認や機能保証を行うには、冷却設備の構造、性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証をもたせる必要がある。

なお、磯村豊水機工(株)の上水プラント事業は、平成26年5月1日をもってJFEエンジニアリング(株)に吸収分割により事業継承されているため、本修繕ができる業者は、JFEエンジニアリング(株)のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 案件名称

住之江工場 2 号炉ボイラ設備ほか緊急補修工事

2 契約の相手方

(株) タクマ

3 随意契約理由

住之江工場ボイラ設備はごみの焼却熱を吸収し、蒸気タービン発電機などに利用する高圧蒸気を発生させる設備である。

今回、ボイラ設備の水管（第2、第3パス仕切水管）から漏水している。また、再加熱用空気加熱器の加熱管からも漏水していることから、炉の運転が不可能な状況となっており、速やかな機能の復旧が必要なため緊急的に補修工事を行うものである。

当該焼却工場は、ごみの中間処理施設であり、今回の突発故障により焼却工場の安定運転を継続することが不可能となり、ごみ処理事業に多大な支障を来すことが懸念される。当局の焼却工場については炉停止を伴う定期整備を計画的に行っており、可及的速やかに補修工事を行い焼却炉の運転を再開しなければ、ごみピットの貯留容量が限界を超えることが予測されるため、一般ごみ収集の停止といった危険性をもはらんでおり、ごみ処理計画及び市民サービスに甚大な影響を与えかねない。

このため、ボイラ設備の補修工事を緊急に実施する必要がある。

本設備は、(株)タクマにおいて独自の技術により設計・施工されたものである。本補修工事については、焼却炉が停止している短期間で工事を施工する必要があり、なおかつ設備の特質を理論的、経験的に十分把握していることが必要であるため、設備を施工した会社以外では整備技術面の対応が不可能である。

また、工事後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計、施工した(株)タクマのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

5 担当部署

環境局住之江工場（電話番号 06-6681-0035）

随意契約理由書

1 工事名称

住之江下水処理場雨水滯水池並びに住吉川耐震護岸（2工区）築造工事
（その11）

2 契約の相手方

大成・奥村・前田・中林特定建設工事共同企業体

3 随意契約理由

本工事は、住之江下水処理場雨水滯水池並びに住吉川耐震護岸（2工区）築造工事(その10)に引き続き躯体構築を行うものである。

既往工事で設置している鋼管矢板及び土留め支保は、当該工事に近接する住吉川護岸構造物及び周辺の重要構造物や地下埋設物への影響を最小限に抑制するために設置された本体仮設物であり、継続した計測管理を行っている。今回工事である躯体工は土留め支保工を盛替え設置しながら周辺への影響を抑制して進めるため、早期に構築を完成することが安全上重要となる。

上述のとおり、躯体構築と鋼管矢板及び土留め支保工は密接不可分であり、その施工責任の一貫性を明確に確保する必要がある。

さらには、本工事を中断すると仮設材等の保持・保全に係る現場経費の増などによる事業費の増大、事業期間の延伸に伴う近接する重要構造物への影響等、本市の事業実施において不利益となるため、本工事を中断することなく連続した施工としなければならない。

よって、同一請負者による施工責任の連続性、かつ、施工責任による瑕疵の明確化など継続工事との密接不可分な関係であり、経済性からも不利益となるため、上記相手方に随意契約するものである。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第10条第1項第5号

5 担当部署

建設局 下水道河川部 下水道課（電話番号 06-6615-7883）